

理容所・美容所を開設される方へ

理・美容所を開設するには、あらかじめ保健所に開設届出書を提出し、営業施設の構造設備等が法令に基づく基準に適合しているかについて検査を受けなければなりません。

次の事項に注意して、開設届出を行ってください。

1 構造設備基準

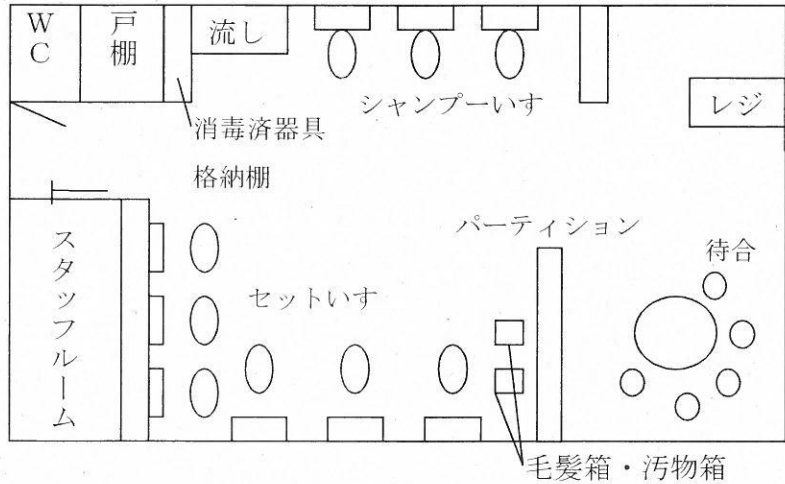
- (1) 作業所と待合所があること。
- (2) 待合所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した0.9 m以上の高さを有する物により、作業所と区画すること。
- (3) 作業所の面積は、9.9 m²以上であること。
- (4) 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。
- (5) 天井の高さは、床面から2.1 m以上であること。
- (6) 床、腰張りの仕上げは、コンクリート、タイル、リノリューム、板等の不浸透性材料であること。
- (7) 作業所に置くいすの台数と面積の関係は、下の表のとおりであること。
- (8) 作業室内には、器具等の洗浄設備を設けること。なお、手洗設備を設けることが望ましい。
- (9) 照明、換気が十分に行える設備であること。
- (10) ふた付きの汚物箱、毛髪箱を備えること。
- (11) 器具等の消毒設備（薬物消毒、紫外線消毒、蒸気消毒等）があること。
- (12) 消毒済みの器具、布片等の収納戸棚を備え、「消毒済」の表示を行うこと。
- (13) 未消毒の器具、布片等の格納容器を備えること。
- (14) 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を備えること。
- (15) 清潔な作業衣を備えること。

<いすの台数>

作業所面積	理容所	美容所
9.9 m ² ～	2台	4台
13.2 m ² ～	3	5
16.5 m ² ～	4	6
19.8 m ² ～	5	7
23.1 m ² ～	6	8
26.4 m ² ～	7	10
29.7 m ² ～	8	12
33.0 m ² ～	9	14
36.3 m ² ～	10	16

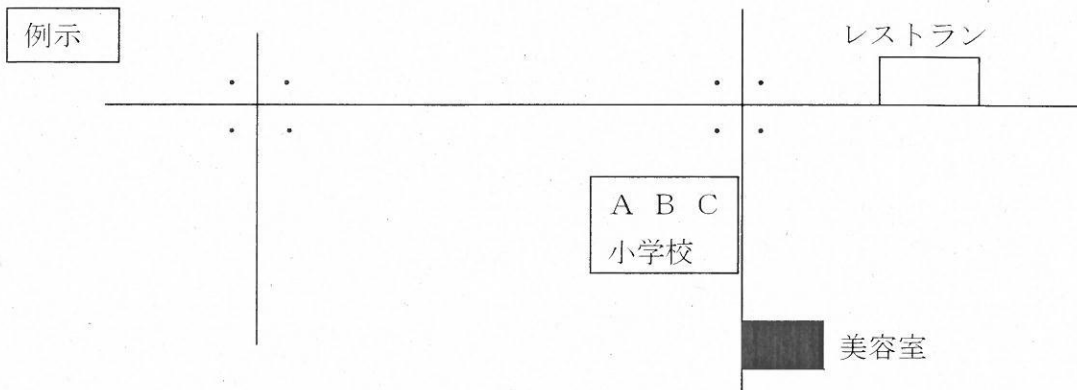
2 添付書類

- (1) 理・美容所開設届出及び構造設備検査請求書
- (2) 施設平面図及び設備配置図



- ① 長さの単位はcmとし、内のり寸法で記載してください。
- ② いす、消毒設備、待合所等の主要設備を記載してください。
- ③ 作業所と待合所の面積を求める計算式を余白に記載してください。

- (3) 案内図：店舗と店舗付近の目標となるものを記載してください。



- (4) 理・美容師免許証及び管理理・美容師資格認定講習会修了証書

- ① 理・美容師免許証は本証のみ。管理理・美容師資格認定講習会修了証書は本証とコピーを持参してください。
- ② 管理理・美容師は、理容師（美容師）が常時2名以上従事する店舗に置かなければなりません。

- (5) 健康診断書：結核・皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無について記載してあるもの。

- (6) 従業者名簿：氏名、住所、生年月日を記載してください。

- (7) 登記事項証明書：開設者が法人の場合

- (8) 外国人登録証明書：開設者が外国人の場合。本証とコピーを持参してください。

3 検査手数料：17,000円

川越市保健所
 食品・環境衛生課 環境衛生担当
 電話：049-227-5103